

## 令和4年8月大雨義援金を募集します

令和4年8月3日からの大雨により、青森県内14市町村（弘前市、五所川原市、つがる市、平川市、外ヶ浜町、鱒ヶ沢町、深浦町、西目屋村、藤崎町、大鰐町、田舎館村、板柳町、鶴田町、中泊町）に災害救助法が適用されました。

青森県共同募金会では、この災害で被害を受けた方を支援することを目的に義援金の募集を実施します。

### 義援金受付期間

令和4年8月31日（水）～令和4年12月28日（水）まで

### 義援金受付窓口

金融機関	支店名	口座番号	口座名義
青森銀行	新町支店	普通預金 617994	社会福祉法人青森県共同募金 会災害たすけあい口
みちのく銀行	本店営業部	普通預金 0147362	
ゆうちょ銀行	00170-8-393119		青森県共募令和4年8月大雨 災害義援金

※青森銀行・みちのく銀行各支店の窓口からの送金手数料は無料になります。

※ゆうちょ銀行本・支店及び郵便局の窓口からの通常払込手数料は免除されます。

※上記以外の銀行からの振込やATM、インターネットバンキング等を利用する場合の振込手数料は有料となります。

### 義援金の配分

青森県共同募金会に寄せられた義援金は、青森県が設置する「義援金配分委員会」において配分が決定され、被災地の市町村を通じて、被災者の皆様に届けられます。

税制上の取り扱いこの義援金は、税制優遇措置の対象となります。

確定申告に際しては、金融機関で受けとる振込金受領証等に[募集要綱](#)を添えてご提出ください。

### その他

災害義援金のみのお受入れとなり、救援物資・物品等の取り扱いは行いません。

## 佐井村共同募金委員会での取り扱い

佐井村共同募金委員会(佐井村高齢者生活福祉センター内)でも義援金の受付をしております。佐井村共同募金委員会でお預かりした義援金は、青森県共同募金会を通じて被災地へ送金させていただきます。